

## 別 紙

### 【就労支援機関（定義）】

就労支援機関とは、社会福祉法人その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人（以下「法人」という。）で、次のいずれにも該当する法人をいう。

#### 1 法人格を有すること

#### 2 定款又は寄付行為（以下「定款等」という。）において就労支援が規定されている法人であること

なお、次の場合も就労支援が規定されているものとみなす

（1）応募時に定款等において、就労支援が規定されていない場合であっても、理事会において当該規定に係る定款等の変更が議決され、議事録に明記されている場合

（2）定款等で指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援の事業を行うことが規定されている場合、又は応募時に当該規定がない場合であっても、理事会において当該規定に係る定款等の変更が議決され、議事録に明記されている場合

#### 3 障害者雇用に係る支援（就労援助）の実績があること。具体的には、以下の（1）から（4）のいずれかの要件を満たすこと

（1）障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人

（2）障害者雇用支援センターの指定を受けた法人

（3）指定障害福祉サービスに該当する就労移行支援の事業を行う法人

（4）当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10名以上あり、かつ、当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか、又は当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で20名以上であること

※ この場合、「就職した者」とは、事業主との雇用関係が成立した者（ただし、1ヶ月未満の有期雇用を除く。）をいい、「職場実習」とは、就職を目指す上で必要とされる基本的労働習慣の確立、職場への適合性の見極め等を目的として、事業所において3日以上実施されるもの（職場見学や集団での体験的なものは除く。）をいう。

#### 4 地域センターとの業務連携関係があること（障害者の就労支援に当たって、地域センターの協力を得たり、地域センターと就労支援方法等について検討する会議を実施する等、業務面で地域センターとの連携の実績があること）

#### 5 公益法人等会計基準等に従った適正な決算を実施し、決算の結果、法人経営の安定性が確保されていること

以上